

第18期 品川区行動計画推進会議報告書

女性の活躍と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を
推進するため「女性の活躍への支援について」

2024(令和6)年3月

第18期 品川区行動計画推進会議

人権尊重都市品川宣言

人間は生まれながらにして
自由であり、平等である
いかなる国や個人も、いかなる理由であれ
絶対にこれを侵すことはできない

幾多の試練と犠牲のもとに
日本国憲法と世界人権宣言は
この人類普遍の原理をあらわし
人権の尊重が
国際社会の責務であることを明らかにした

今日、我が国社会の実情は
いまだに差別意識と偏見が
人々の暮らしの中に深く根づき
部落差別をはじめ
障害者、女性、先住民族、外国人への差別など
どれほど多くの人間が苦しんでいることか

人間がつくりあげた差別は
人間の理性と良心によって
必ずや解消できることを
我々は確信する

平和で心ゆたかな
人間尊重の社会の実現をめざす品川区は
『人権尊重都市品川』を宣言し
差別の実態の解消に努め
人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することを
ここに誓う

1993(平成5)年4月28日
品川区

はじめに

第18期 行動計画推進会議は、品川区長諮問「男女共同参画のための品川区行動計画第5次等（マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～）の策定に伴い、「女性の活躍と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するため『女性の活躍への支援について』」に回答するためこの報告書をまとめました。

日本で「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という言葉が知られるようになったのは、2007（平成19）年12月に、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（以下、憲章）」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針（以下、行動指針）」の策定が契機になったといえるでしょう。

日本では1980年代から長時間労働による健康障害やメンタルヘルスの問題が顕在化してきました。また、1990年代には共働き世帯が片働き世帯を上回り、2000年代もその傾向が継続する中、女性が大きな家庭責任を担っている場合が多く、結婚・出産の際も仕事を辞めずに続けたい、あるいは柔軟な働き方をしたいと感じていても、仕事を辞めざるをえず一度辞めると再就職が困難な状況がありました。このような社会状況の下、国民一人一人の仕事と生活に関する希望を実現しやすく、日本の社会を持続可能なものにするために、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を図る必要が求められ、政労使の合意として、前述の憲章と行動指針が策定されることになったのです。

同憲章序文は、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」について、以下のような日本社会のあり方を示しています。「誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。」

憲章や行動指針が策定されてからすでに16年が経過しましたが、わが国における「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現は残念ながら未だ道半ばです。品川区では、2019（令和元）年に策定された「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」の基本目標Ⅲに「女性の活躍と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」を掲げ、重点課題としてその実現の推進を進めています。

この報告書では、女性活躍支援のために、まず仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方について紹介した後、①「意識」、②「行動」、③「情報」という3つの視点から、その実現のための提言を行っています。この報告書が、品川区の皆さまの「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」への関心と理解の促進、さらには品川区の施策への反映につながることを期待いたします。

第18期行動計画推進会議会長
川真田 嘉壽子

目次

はじめに	
「ワーク・ライフ・バランス」の考え方	…… 1
第1章：「意識」を改革するために必要なこと	…… 3
第2章：行動するための環境整備	
1. 啓発への取り組み	……11
2. ワーク・ライフ・バランスを実現するための時間捻出施策	……13
3. ワーク・ライフ・バランスを実現するためのアクションサポート	……14
第3章：情報の提供・相談窓口の拡充	……19
むすびにかえて	……25
参考資料(女性の活躍とワーク・ライフ・バランスに関するアンケート)	……26
品川区行動計画推進会議(第18期)委員名簿	……30
諮問事項	……31
品川区行動計画推進会議(第18期)検討経過	……32

本報告書における下記名称については、簡略して表記しています。

名称	本報告書内の表記
仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)	ワーク・ライフ・バランス
第12期 品川区行動計画推進会議報告書 2009(平成21年)3月	第12期報告書
第13期 品川区行動計画推進会議報告書 2012(平成24年)3月	第13期報告書
第16期 品川区行動計画推進会議報告書 2018(平成30年)3月	第16期報告書

「ワーク・ライフ・バランス」の考え方

1. 仕事観の変化

20世紀の高度経済成長時代には、大量生産・大量消費方式が確立し、24時間365日会社のために働く「会社人間」は、我が国の企業社会を象徴する言葉として用いられていました。その後、企業の国際化・情報化が進展し、個人の価値観や職業意識も多様化しました。21世紀の現代社会では、集団主義・会社主義から解放された個人の自立性がむしろ着目されています。会社に捧げる人生よりも、仕事と私生活の調和を重んじるという人生観が、特に若い世代を中心に広がっています。

2. 女性活躍後進国

世界経済フォーラム (World Economic Forum) が発表した「Global Gender Gap Report」の2023年版によると、日本のジェンダーギャップ指数は146カ国中125位で、前年(146カ国中116位)から9ランクダウン。順位は2006年の公表開始以来、最低で、言わば「女性活躍後進国」であると言えます。

政治分野の順位は146カ国中138位と最下位クラス。前年(139位)から改善されていません。衆議院の女性議員比率は低率にとどまり、過去に女性首相が1人もいないことも足を引っ張っています。

経済分野の順位は123位です。こちらも前年(121位)から足踏みしています。労働参加率の男女比、同一労働での賃金格差などあらゆる項目に課題があり、特に女性管理職比率の低さは、世界的にみても下位に位置しています。

3. ワーク・ライフ・バランスの意味

政治分野や経済分野での女性の活躍を後押しするためにも、ワーク・ライフ・バランスの充実が求められますが、ワーク・ライフ・バランスは仕事と家庭の調和に留まりません。仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章では、「誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持つ健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない」とされています。

すなわち、仕事生活、家庭生活、社会生活、学習生活、自分生活の充実が求められており、その意味で人生100年時代にすべての人が目指すべき姿です。

4. ダイバーシティ・マネジメント

近年、多様な人材を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値創造につなげていくダイバーシティ・マネジメントが注目を集めています。

ここで留意すべきは、性別、年齢、国籍、障がいの有無などという「表層的なダイバーシティ」のみならず、経験や知識、価値観、潜在的な能力や特性などの「深層的なダイバーシティ」もあるということです。

一人ひとりが、ワーク・ライフ・バランスを実現して多様な経験を積み重ねることとは、究極的には組織や地域の価値創造につながります。

5. 働き方改革を俯瞰する

昨今の働き方改革も大きく捉える必要があります。第1に個人の視座から、メンタルヘルスの状況を改善し、ワーク・ライフ・バランスを実現していくために、「働き方改革」は大きな役割を果たしています。第2に企業の視座から、生産性を向上させ、イノベーションを促進するために、「働き方改革」に期待が寄せられています。第3に社会の視座から、時間・場所・組織から解放され、人生100年時代を見据えた生き方が問い直されており、「働き方改革」を契機とした社会変革が着実に進行している可能性があります。

6. 社会変革に向けた原動力

ワーク・ライフ・バランスというと個人の問題や企業の問題であると矮小化されがちですが、社会変革に向けた原動力になりうることを肝に銘じておくべきです。

昨今話題の「ウェル・ビーイング (well-being)」は身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを意味する概念です。世界保健機関 (WHO) 憲章の前文では、「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます」とされており、その前提としてワーク・ライフ・バランスが満たされている必要があります。

平和で心豊かな人間尊重の社会の実現をめざす品川区は「人権尊重都市品川」を宣言し、差別の実態の解消に努め、人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することを誓っています。品川区らしいワーク・ライフ・バランスを推し進め、平和で心豊かな人間尊重の社会作りを牽引していくことを期待しています。

第18期行動計画推進会議委員
安齋 徹

「女性の活躍」のためには、男女それぞれが「自分ごと」としてワークとライフにまつわることに取り組むこと（＝男女共同参画）が必要になります。

「男女共同参画」を成し得てこそ、女性も男性同様に活躍することができるのです。ここでいう「活躍」とは、「仕事に邁進する」ことや「家事や介護をこなす」ことだけでも、「仕事と家のことを両立する」ことでもなく、男女ともに「充実感を得ながら、健康で豊かな生活ができる」ことです。

今までの女性活躍のための施策では、表層的なこと（ハード面）からの支援が主だったものでした。しかし、思ったほど女性活躍が推進されてはいません。

それは、一人ひとりの「ワーク・ライフ・バランスに関する意識」が改革されていないからだと考えます。そして、区民自身が意識変革していくことを待つだけでは足りません。意識（ソフト面）へのアプローチをするために、区民自身が自分のことを振り返る機会を提供することが必要です。

提言

意識改革をするためのワークシートを、区民に提供することを提案します。

男女共同参画を実現するために必要な、自分自身の「ワーク」と「ライフ」を掘り下げる方法をわかりやすく伝えるために有効なワークの例を9ページに掲載します。

現状と課題

(1) 男女それぞれがともに自分らしく生き、助け合う暮らしの実現

男女関係なく人として尊重されてはじめて「自分らしく」生きることができます。そして、自分らしく生きることができれば、男女問わず互いに助け合いながら暮らしていけると考えます。それは、男女共同参画を実現するために「下支え」になる概念になると考えます。

この下支えになる概念をなおざりにして、表面上の「男女共同参画」を掲げても、表層の平等が実現するのみで、本当に困っている人、苦しんでいる人にとっては何も変わらない状況が積み重なるばかりです。

現状では「自分らしく」を自身で捉えきれずに生活を送る人が多くいます。

例えば

「夫は家事育児を手伝ってくれているのに、なぜか毎日が大変…」
「子どものために働いているけれど、本当はもっと子どもと時間を過ごしたい」
「男性が産休育休を取ったら、キャリアの先がないと言われた」
「介護は家族がやらないといけないと言われたけれど、常にクタクタ…」

周囲からの評価や自分の中の固定概念によって、自分の望みが何かわからなくなってしまうと、「自分らしさ」が欠けたまま生活を送ることになります。一種の思考停止状態に陥り、考えはよりいっそう固定化していきます。

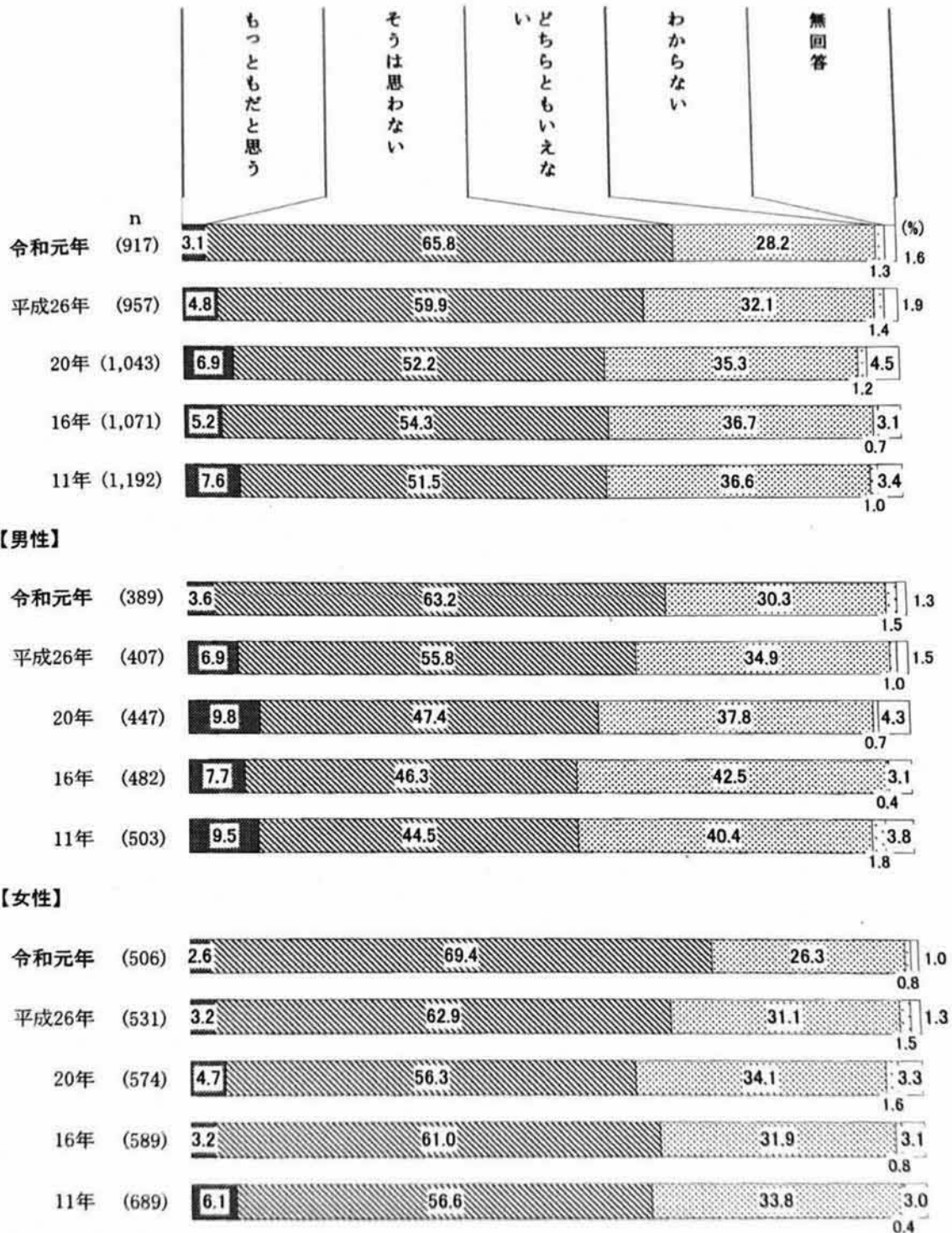
男女共同参画するためには、男女ともに固定化された意識を一度棚卸しし、一個人として意識を改革していく必要があります。「そうあるべき（男女は平等であるべき）」というタテマエだけではなく、**真の意識変革**が必要です。

（2）「意識改革」の先にあるのは、対等な役割分担

しかし、男女平等が当たり前のように成立しているかと思われる昨今でも、「意識改革」は進んでいません。ほとんどの人は男女は平等であるべきだと考えていても、それは人々の上にぽっかりと浮かんでいる雲のように見ることはできるけれど、手に入れることができません。

問)

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方がありますが、
あなたはどのように思いますか。



出典：品川区 人権に関わる意識調査 報告書(2020(令和2)年3月)

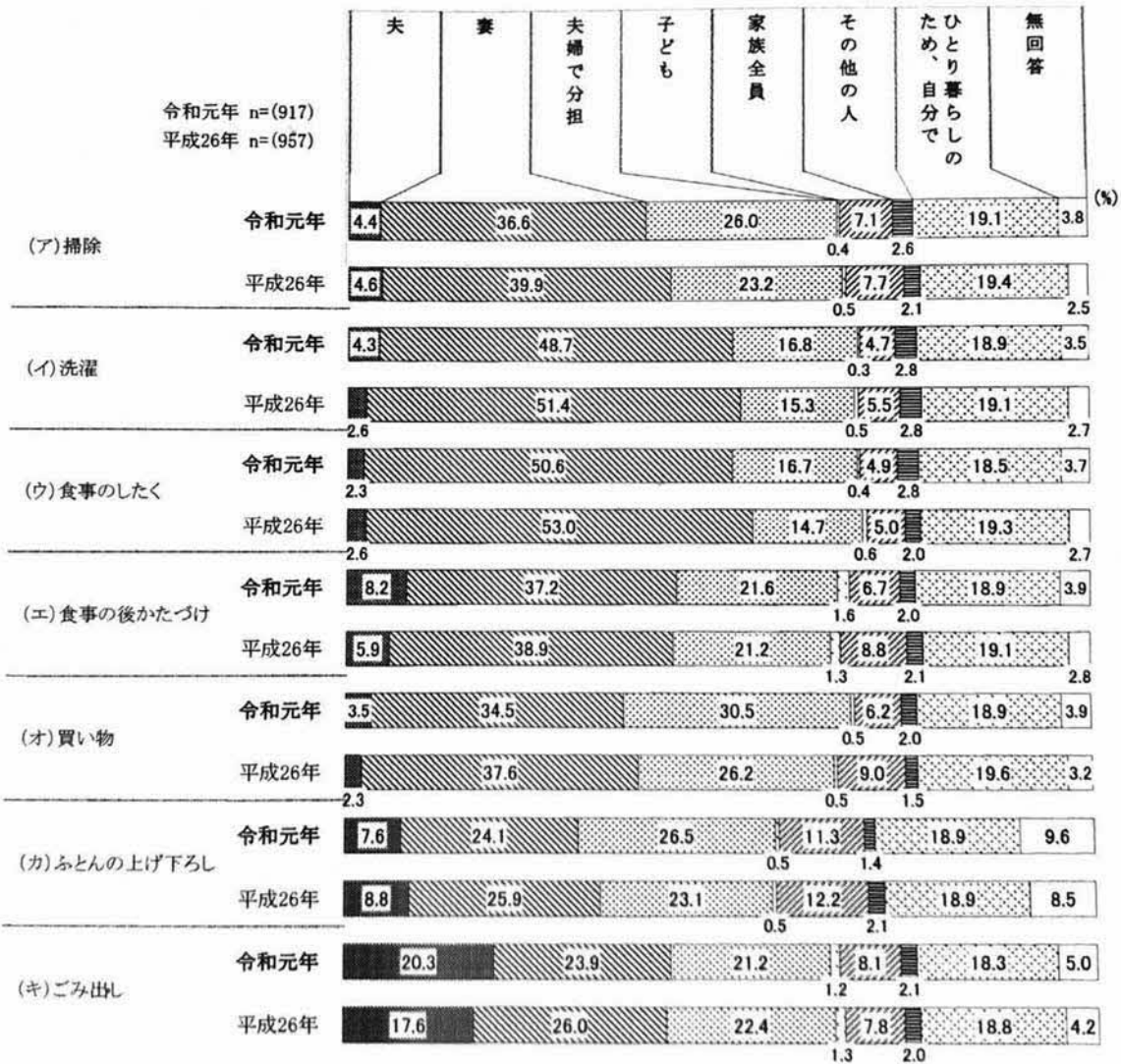
令和元年の調査で性別役割分担する考え方に「そうは思わない」と答えた男性63.2%、女性69.4%となっています。

一見、過半数以上が男女平等の認識をもち、対等な役割分担がされているかのようなデータ結果です。

しかし、実際の家庭内の役割分担を具体的に聞くと、ほとんどの家事は妻が担っていることがわかります。

問)

あなたの家庭では次にあげる(ア)～(キ)の家事などを主に誰が分担していますか。



出典：品川区 人権に関わる意識調査 報告書(2020(令和2)年3月)

全ての項目で夫より妻の割合が高くなっています。性別で役割分担されるべきではないと考えているのに、実際の家事分担では極端に妻に役割が担わされています。

これは、**真の意識改革がされていない**証左になる調査です。意識改革が行われれば、男女の役割分担にも変化が起きるはずです。

しかし、対等な役割分担は、ただ「家事分担を平等」にするだけでは実現しません。そもそも家事分担イコール役割分担ではありません。

以下のことが実現されることで、対等な役割分担ができます。

- ・「家事の当事者性」や「家庭運営の責任」を分かち合うこと
- ・役割が固定化されないこと
- ・身近な人（同世帯の人）と精神的に対等であること

家庭の中で対等な役割分担を実現するためには、「自分らしい」生き方ができ、お互いを尊重し助け合える環境が必要です。

解決策

(1) ワークショップと双方向コミュニケーションの実施

区から区民へのアプローチは、ハード（設備や制度）を基軸にして行われてきました。予算の取りやすさ、その価値を理解してもらう容易さから、ハードを作り、それを利用してもらうことで、区民へのサービスやサポートが行われています。もちろん、恩恵を受けている利用者は多くいます。今後も確実に一定層に利用され続けていくはずです。

しかし、ハード面からのアプローチだけで、区民が上記で書かれた「自分らしく」生きることをサポートする事は難しく、ワークショップや双方向的コミュニケーションを通じたサービスやサポートを提供するフェーズ（時期）に来ていると考えます。

利用者が少ない施設がある場合、それは「区民が必要としていない」ことや、その施設が認知されていないだけにとどまらず、区民自身がその施設が自分にとって必要である（適切なサービスやサポートを受けられる拠点）であること自体を認識していない可能性もあります。

例えば、自分がDVを受けていることを認識していない場合は、DV支援施設を利用することができません。自分が今どんな状態で、本来必要としていることは何かを気づくことができなければ、必要なサービスやサポートへ手を伸ばすことができません。

区民が自分らしく生活していくためには、ハードを用意するだけでは限界があります。施設や行政の制度をより効果的に利用してもらうために、区民が「自分の座標」を認識する必要があります。

(2) 個人ワークの活用

「自分らしく」生きるためには、「自分の座標」を知ることが大切です。自分が今どこにいるのかに気づけば、おのずと行きたい方向性も見えてきます。自分の座標を知るために、自分自身の「ワーク」と「ライフ」を掘り下げてみる必要があります。

なぜなら、「ワーク」と「ライフ」は多くの人がかかわりをもつ要素だからです。このときの「ワーク」は、報酬をもらう「仕事」だけではありません。ボランティア活動や地域活動なども含まれます。また、家族を介護すること、家事育児を担うことは、「ワーク」であり、「ライフ」の要素ももちます。

自分にとって「ワーク」とは何なのか？「ライフ」に必要なものは何か？（「ライフ」において優先したいものは何か？）を振り返って考えてみる時間を確保してもらうことが重要です。

振り返りを行うことで「本来やりたかったこと」、「なりたかった状態」を思い返すことができます。自分の本来の望みを掘り起こすことで、目指す場所がはっきりします。そこではじめて、今はそこからどのくらい違う場所にいるのかがわかり、「自分の座標」を認識することができるのです。

自分の座標がわかれば、変革しなくてはいけないこと、進めなくてはいけないことがおのずと見えてきます。このような個々人の「意識改革」が、男女共同参画実現の下支えとなる概念を作っていきます。

また、自身で現状必要なサービスやサポートが明確化するので、区が提供する施設や制度をスムーズに利用することができます。

さらに、このワークに取り組むことにより、自分の中のアンコンシャスバイアス（無意識下の認識）に気づくことができます。「バイアスが悪い」わけではありません。しかし、自分のアンコンシャスバイアスによって、「自分のこうありたい」が見にくくなってしまうこともあります。気づかぬうちにとらわれていることを「自覚」することが重要です。

意識改革を導き出すワーク(例)

作成：清泉女子大学・安齋 徹教授（ワーク1～3）、東洋大学・小島 貴子准教授（ワーク4）

【ワーク1】褒め言葉のペアワーク

褒め言葉が並ぶワークシートから、言われた言葉、自分ももっていた要素を選び、相手にその言葉で褒めてもらいます。

【ワーク2】「ワーク」と「ライフ」の関係を絵に描く

ワークとライフの割合やその関係性を図で表し、視覚的に認識します。

【ワーク3】自分の「ワーク」と「ライフ」の理想と現実

次の各領域について、理想と現実をそれぞれ合計100点になるように配点します。

- 1) 仕事生活（仕事、会社での付き合いなど）
- 2) 家庭生活（家庭、家族との付き合いなど）
- 3) 社会生活（ボランティア、地域活動、社会貢献など）
- 4) 学習生活（自己啓発、資格取得、生涯学習など）
- 5) 自分生活（趣味・レジャー、友人との付き合い、休息など）

【ワーク4】アンコンシャスバイアス（無意識下の認識）の気づき

以下の質問に YES か NO で「即答」します。

- 1) 関西の人はお笑いが好きだ
- 2) 理系・文系でくることがある
- 3) 女性は料理が上手な方が良い
- 4) 会議で発言することは苦手だ
- 5) 年配の人は説教が多く長い
- 6) 血液型の話題をしたことがある
- 7) 結婚しないと一人前ではない
- 8) 人に自分の意見を言うのは得意ではない
- 9) 世の中は不条理だ

以上のワーク2～4は一人でもできますが、夫婦や家族などペアで行うとより効果的です。ワークを終えた後に3分など時間を決めて、一人ずつ振り返り（ワークを通して感じたこと）を話します。

言葉にすることで、本来の自分の望み（こうありたい）に気付き、現状を認識して「自分の座標」を意識することができます。また、自身の無意識下のバイアスに気付き、思考停止状態からの解放につながります。

最後に、内閣府の「性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究」にアンコンシャス・バイアスチェックシートおよび事例集が掲載されていますので、参考までに記載します。

※参考：「内閣府令和3年度 性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究」

チェックシート・事例集：https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/deibetsu_r03.html

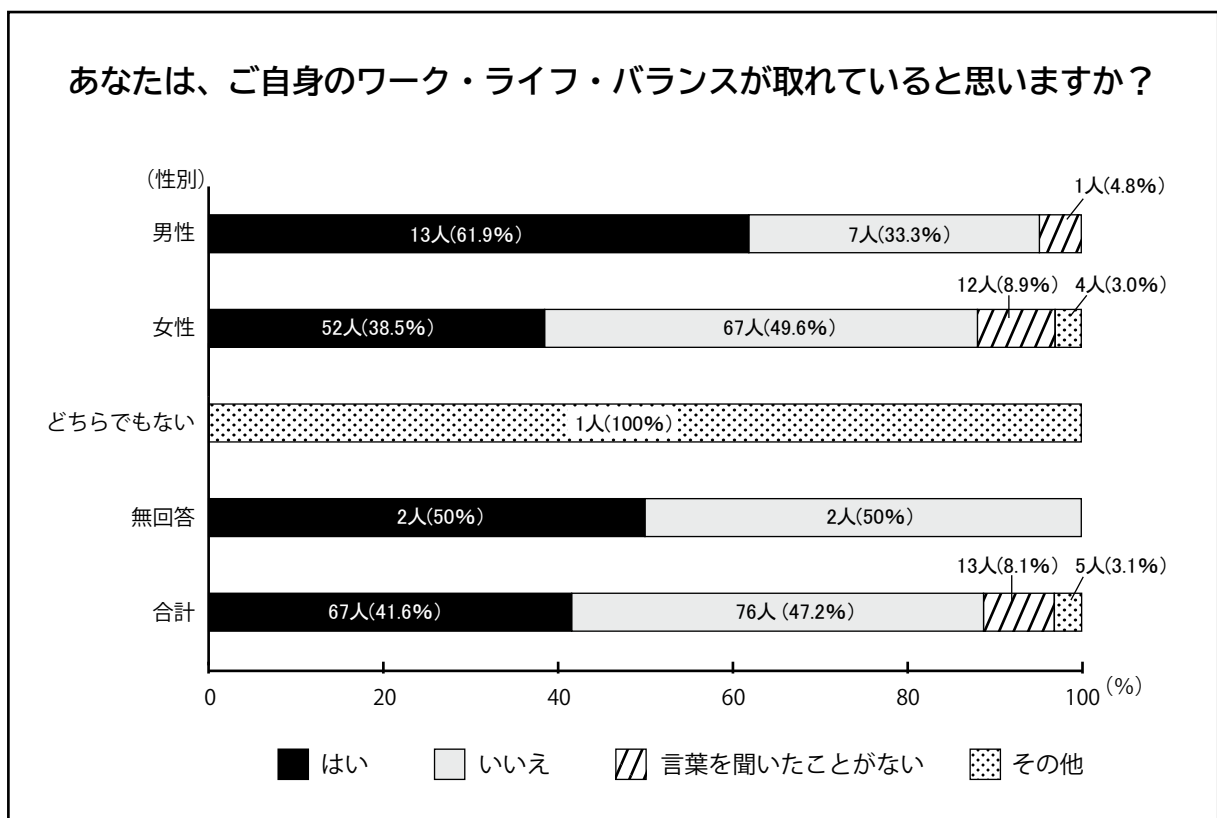
1 啓発への取り組み

提言

自身の「生きづらさ」や「ワーク・ライフ・バランス」に疑問を持つ人々に向け、それらの悩みの原因・解決策を導く資料の提供や講演会活動などの充実を提案します。

現状と課題

ワーク・ライフ・バランスが言われて久しいですが、下図アンケートの集計結果、ワーク・ライフ・バランスが取れているかという問いへの回答は、「はい」が41%、「いいえ」が47%となっています。これはまだまだワーク・ライフ・バランスの実現ができていない割合が多いことのあらわれです。



品川区「女性の活躍とワーク・ライフ・バランスに関するアンケート」
2023(令和5)年7月(巻末資料)より行動計画推進会議委員作成

解決策

気づきの機会を確保する活動を実施（フォーラム・講演会・講座開催の拡充）

現在男女共同参画センターで実施されているフォーラムや講演会の企画・宣伝・内容・実施時期・回数等を見直し、参加しやすい環境づくりに努めます。また、第1章で提示したワーク（例）(P9) を使ったワークショップを定期的で開催します。定期的に行っていくことで、参加者（または参加見込み者）へ複数のタッチポイントを持つことができます。

【認識】「ワークショップが開催されている」



【興味】「いつかは参加したい」



【行動】「今度の日程は都合がつくから行ってみよう」

となる機会を増やすためにも、定期開催が望まれます。

また具体的に「自分に当てはまる」と感じてもらうため、困りごと（不安に感じること）ごとにワークショップやワークシートを作成します（一例を以下に記載します）。

[ワークショップの対象人物の一例]

- ・いつも夫のご機嫌を伺って疲れた…（私って受けているのはDV?）
- ・夫は家事育児を「手伝って」くれているのに、なぜ大変?
- ・仕事をせず、家庭を守っている私は、「輝けない人」なの?
- ・私は本当は働きたい? (or 本当は働きたくない?)
- ・介護は家族がやらないといけない?
- ・一人世帯は損していない?
- ・漠然とした老後への不安がある

2

ワーク・ライフ・バランスを実現するための時間捻出施策

提言

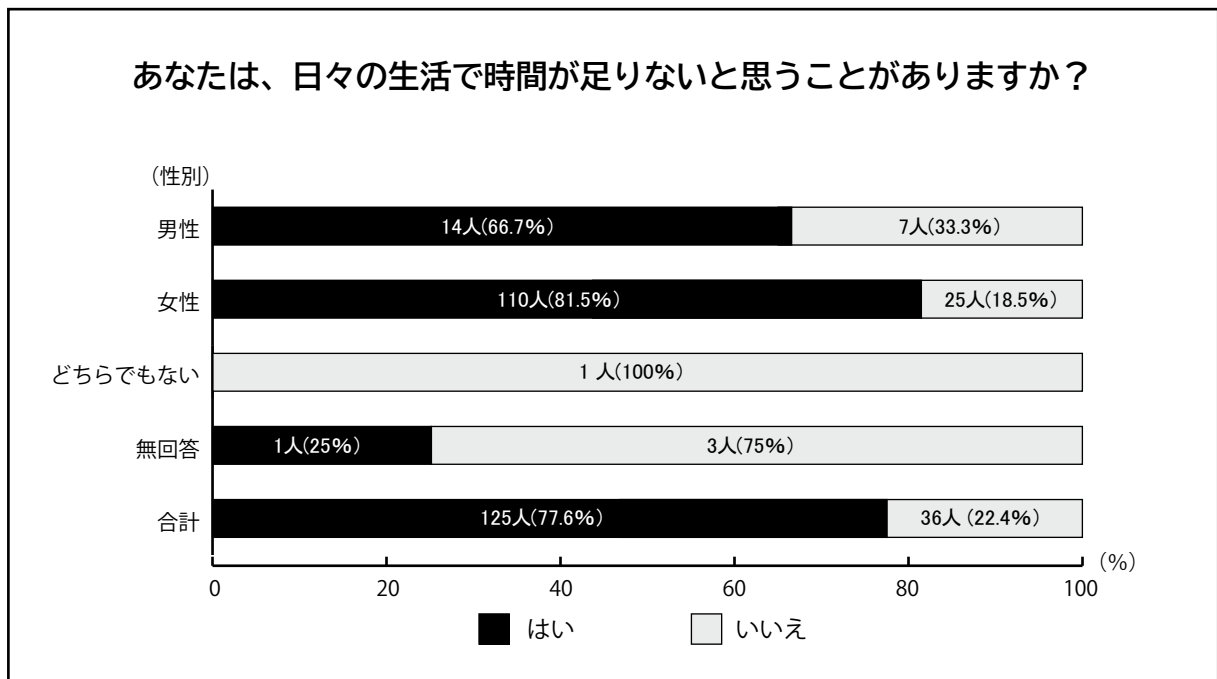
時間捻出のために下記の3点を提案します。

- (1) 家事に対する懸念点を把握し、解決策を周知する資料を作成・配信します。
- (2) 家事代行・育児支援・介護支援を行う事業者と区の連携強化を進め、サービスの利用拡大を図り、さらに利用者が利用しやすいような仕組み作りと周知の徹底に努めます。
- (3) 中高生の子育て世代へもサポートしやすいよう、ユース(青年)が参加できるユースセンターを開設します。

現状と課題

下図アンケート結果では、「日々の生活で時間が足りないと思っているか?」という問いに対して77%が「はい」と回答しました。多くの人時間が追われていることがわかります。

時間がなと感じる人のうち、育児・家事・仕事に追われている割合が高いこともわかりました。つまり、育児や家事の負担の多さがワーク・ライフ・バランスの阻害要因になっているようです。また、区の支援は産後・多胎児家庭、介護が必要な家庭に限定されているものが多く、そこに該当しない世代へのケアも不足しています。



品川区「女性の活躍とワーク・ライフ・バランスに関するアンケート」
2023(令和5)年7月(巻末資料)より行動計画推進会議委員作成

解決策

- (1) 家事の負担を減らすために品川区の新たな取り組みとして、ケアの担い手（育児・介護）の代行に助成金を出します。
- (2) 効率的な家事のノウハウを教示するための時短家事のノウハウ教室の開催や、動画を作成して配信します。
- (3) 他の自治体の先進的なユースセンターを参考にして、品川区のティーンズプラザ（中高生の滞在施設（居場所））の利便性拡大を図ります。

参考：世田谷区立希望丘青少年文化センター（アップス） <https://ups-s.com/>
尼崎市立ユース交流センター <https://youthconso.jp/about/>

3 ワーク・ライフ・バランスを実現するためのアクションサポート

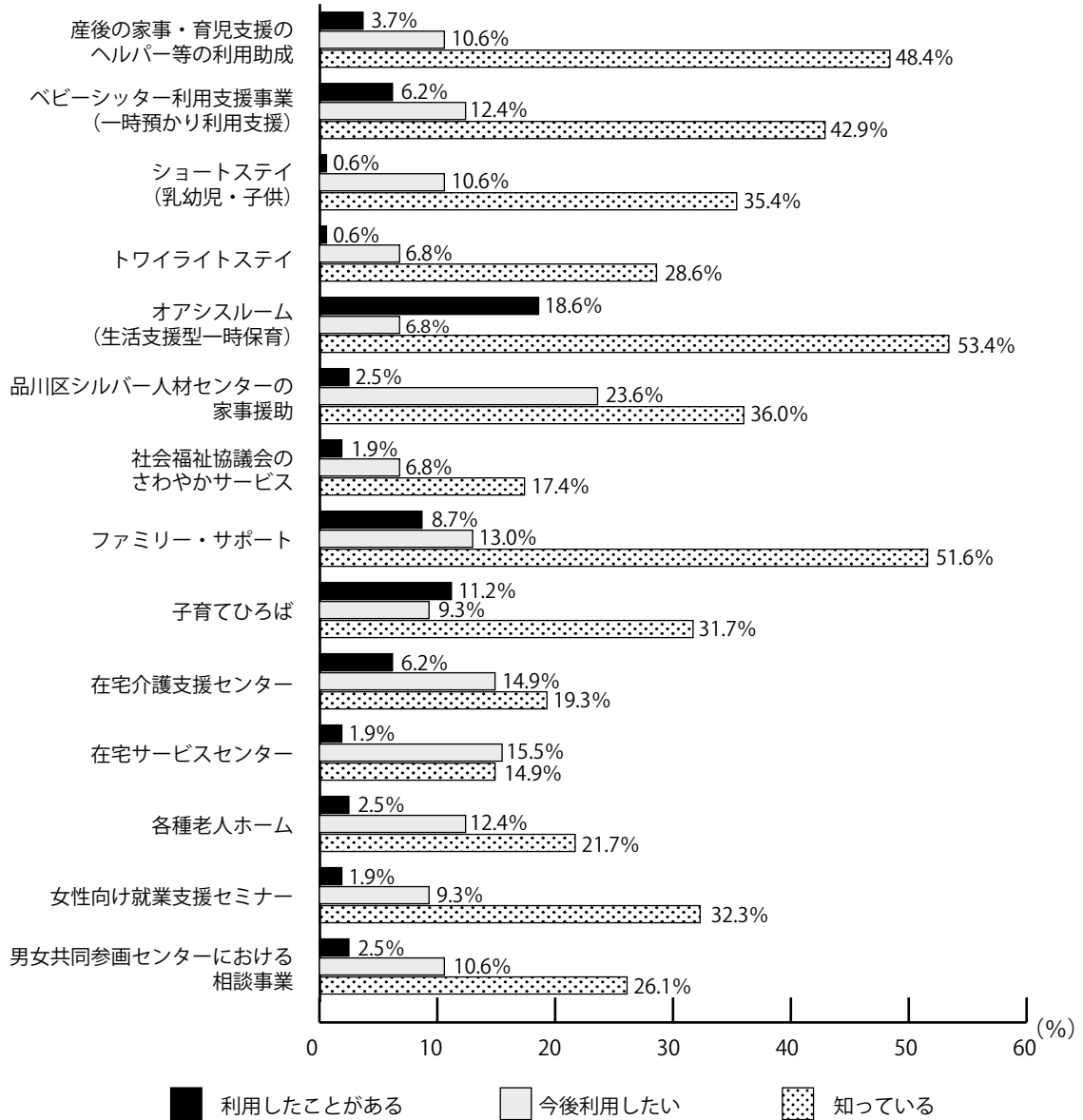
提言

ワーク・ライフ・バランス実現に向け、現状抱えている違和感や困り事について予約から相談、対応までを一括して行うワンストップセンターの創設を提案します。

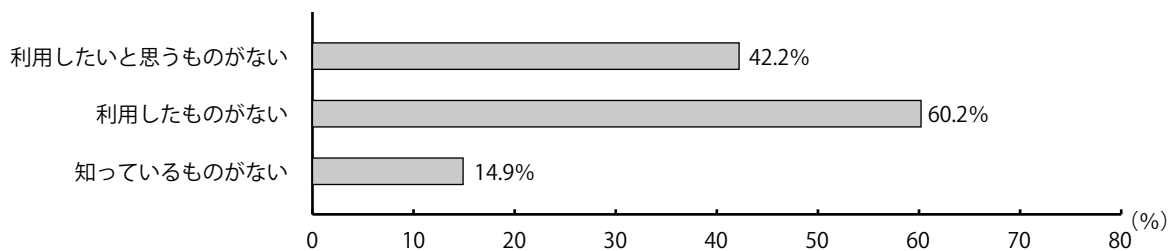
現状と課題

次ページアンケート結果からも見えるように、ワーク・ライフ・バランスに関わる区のサービスは多岐にわたって用意されており、利用したいという声は高いことがわかります。しかし利用率が低いのが現状です。これはそもそも利用できる施設があることを知らなかったり、申し込みが煩雑だったりハードルが高く、実際には希望している人が利用できづらいことが原因です。また、支援を受けられる場所を見つけるために訪問した窓口と、実際に予約・対応する窓口が異なるなど、複雑な仕組みとなっており、利用までに余計な時間がかかることで最終的にはそのまま終わってしまうパターンが多く見受けられます。

区の施設やサービスの利用状況・認知度



上記の施設やサービスについて



品川区「女性の活躍とワーク・ライフ・バランスに関するアンケート」
2023(令和5)年7月(巻末資料)より行動計画推進会議委員作成

解決策

(1) ワンストップセンターの創設

将来的にワンストップセンターでワーク・ライフ・バランスに関わる多岐にわたる問題に対し包括的に支援を行える施設を創設することを提案します。また直接の窓口だけでなく、チャット GPT を活用し、いつでも簡単に相談できるサービスを展開することでサービスの利用率を充実させることを望みます。

先例：みやざき子育てワンストップセンターコトコ

<https://www.mzk-kodomo.com>

(2) 困り事別相談窓口一覧の作成

ワンストップセンター開設には時間を要するため、その前段階として P17・P18 のような一目で施設の相談窓口がわかる一覧の作成を提案します。どこで相談できるのか、どのような支援を受けられるのか、といった悩み事別のリストを作成・発信することで、気軽に相談できる機会を増やすことが可能になると思います。

■ 子どもを預けたい			
支援	対象	支援内容	問い合わせ先
認定こども園	小学校に就学する前の子ども 3～5歳児	保護者が働いている・いないにかかわらず小学校に就学する前の子どもへの保育・教育を一体的に行う	区立：保育課 入園相談担当 ☎ 5742-6725 私立：保育支援課 私立支援担当 ☎ 5742-6723
就学前乳幼児教育施設 (がりすくーる西五反田)	0～5歳児	保育園と幼稚園の機能を一体化し、就学前までの一貫した方針に基づいた幼児教育を提供	代表 ☎ 5759-8081
幼稚園	3歳～就学前	区立は2年保育、私立は3年保育を中心に受け入れ	区立：保育課 入園相談担当 ☎ 5742-6725 私立：保育支援課 開設・計画担当 ☎ 5742-6039
認可保育園	最長就学前まで	保護者の就労などの理由で保育を必要とする場合の預かり	保育課 入園相談担当 ☎ 5742-6725
認証保育所	主に3歳児未満	保護者の就労などの理由で保育を必要とする場合の預かり	保育支援課 私立支援担当 ☎ 5742-6723
休日保育 (区立品川・中延保育園 私立そらのいる保育園)	満4カ月～就学前の子ども	休日に保護者が就労のため保育を必要とする場合の預かり	区立：保育課 施設運営担当 ☎ 5742-6724 私立：保育支援課 私立支援担当 ☎ 5742-6723
年末保育 (区立保育園)	満4カ月～就学前の子ども	年末に保護者が就労のため保育を必要とする場合の預かり	保育課 施設運営担当 ☎ 5742-6724
一時保育	満4カ月～就学前の子ども	保護者が出産や疾病などで保育を必要とする場合の一時預かり	区立：保育課 入園相談担当 ☎ 5742-6725 私立：各私立保育園
オアシスルーム（生活支援型一時保育）	保育園等に通っていない生後4カ月～就学前の子ども	在宅で子育てしている方が買い物や通院などの用事を済ませる間の一時預かり	保育支援課 開設・計画担当 ☎ 5742-6039
病児保育 (病児保育チャイルドサタ・病児保育室森のおうち・病児保育キッズベル品川・病児保育室こころキッズケア)	生後6カ月～就学前	保育園・幼稚園等に通園している児童が疾病のため集団保育が困難で、保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合の一時預かり	保育課 施設運営担当 ☎ 5742-6724
病後児保育 (区立清水台・西大井・西五反田・私立どんぐり保育園)	生後6カ月～就学前	区内在住で、保育園・幼稚園等に通園している児童が疾病の回復期のため集団保育が困難で、保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合の一時預かり	保育課 施設運営担当 ☎ 5742-6724
子育て交流ルーム (品川宿おばちゃんち (昭和通りおばちゃんち)	3カ月～就学前	短時間の就労や介護、通院、その他の理由で、保育を必要とする場合、1時間からの預かり	品川宿おばちゃんち ☎ 5463-6458 昭和通りおばちゃんち ☎ 5749-3212
派遣保育（えくぼ）	概ね3カ月～就学前	自主グループや団体の活動（講演会・講座・会議など）で、保育を必要とする場合に、指定の会場に保育サポーターを派遣	ふれあいの家 - おばちゃんち ☎ 3471-8610
乳幼児ショートステイ (子ども家庭支援センター)	生後5日～1歳未満	保護者の疾病・出産などによる入院、出張、冠婚葬祭、育児疲れなどで、一時的に子どもを養育することができない場合、宿泊で預かり	子ども家庭支援センター 子育てサポート担当 ☎ 6421-5237
子どもショートステイ (家庭あんしんセンター)	1歳～9年生	保護者の疾病・出産などによる入院、出張、冠婚葬祭、育児疲れなどで、一時的に子どもを養育することができない場合、宿泊で預かり	家庭あんしんセンター 子どもショートステイ ☎ 5749-1034
トワイライトステイ (家庭あんしんセンター)	1歳～9年生	保護者が仕事等により帰宅時間が遅くなる場合、他の養育する方がいない時の預かり	家庭あんしんセンター ☎ 5749-1034
ファミリー・サポート (平塚ファミリー・サポート・センター、 大井ファミリー・サポート・センター)	生後43日以上 おおむね12才まで	提供会員による保育園・幼稚園の送迎や一時的な預かり等、短期的・補助的な育児の支援	平塚 ☎ 5749-1033 大井 ☎ 5718-7185
すまいるスクール	小学生	放課後の預かり	子ども育成課 放課後サポート担当 ☎ 5742-6596

■ 家事を代行してもらいたい

支援	対象	支援内容	問い合わせ先
産後の家事・育児支援のヘルパー等の利用助成	生後1歳未満（1歳誕生日前々日まで）・多胎児家庭	区と連携した家事・育児支援のヘルパー等の利用に対して、サービス利用費の一部を助成	子ども家庭支援センター 管理係 ☎ 6421-5281
品川区シルバー人材センター	区内の高齢者世帯・共働き世代・ケガ・病気・出産などで援助を必要とする家庭	家庭内の家事を援助	品川区シルバー人材センター ☎ 5751-3334

■ 介護支援がほしい

相談窓口	支援内容	名称	電話番号	問い合わせ先
在宅介護支援センター	高齢者の在宅介護や生活支援に関する相談を受ける。 また、品川区地域包括支援センター（品川区高齢者福祉課直営）の支所として、4つの役割（1 総合相談支援事業，2 権利擁護事業，3 包括的・継続的ケアマネジメント事業，4 介護予防ケアマネジメント事業）を担う。	台場	☎ 5479-8593	高齢者福祉課 高齢者支援 第一係（品川・大崎・八潮地区） ☎ 5742-6729
		東品川	☎ 5479-2793	
東品川第二	☎ 5783-2656			
上大崎	☎ 3473-1831			
西五反田	☎ 5740-6115			
大崎	☎ 3779-2981			
八潮	☎ 3790-0470			
南大井	☎ 5753-3902			
南大井第二	☎ 5495-7083			
大井	☎ 5742-2723			
大井第二	☎ 5743-2943			
西大井	☎ 5743-6120			
荏原	☎ 5750-3704	高齢者福祉課 高齢者支援 第二係 （大井・荏原地区） ☎ 5742-6730		
小山台	☎ 5794-8511			
小山	☎ 5749-7288			
成幸	☎ 3787-7493			
中延	☎ 3787-2167			
大原	☎ 5749-2531			
戸越台	☎ 5750-1053			
杜松	☎ 5750-7707			
品川第一	☎ 6433-9133			
品川第二	☎ 6433-0441			
支え愛・ほっとステーション	地域の高齢者等からの「身近な相談窓口」として、電話や窓口での受付や、訪問による相談対応も行う。 コーディネーターは、相談内容によって、地域のサービス（ほっとサービス等）や関係機関につなぐなどの調整を行う。	大崎第一	☎ 6421-7810	
		大崎第二	☎ 6303-9139	
		大井第一	☎ 6404-6878	
		大井第二	☎ 5728-9093	
		大井第三	☎ 6429-9637	
		荏原第一	☎ 6421-5557	
		荏原第二	☎ 6426-4110	
		荏原第三	☎ 6421-6542	
		荏原第四	☎ 6426-2464	
		荏原第五	☎ 6426-2625	
八潮	☎ 5755-9828			

「自分らしく」生きるための意識改革や具体的な行動にむけた取り組みとともに、区民に情報を届けるための手段を検討する必要があります。また、意識の変化から行動、そして、ワーク・ライフ・バランスの実現、「自分らしさ」の実感までには、それぞれの個別事情や取り組み方により紆余曲折が想定されます。誰一人取り残さないためにも、悩みの解決につながる情報の提供や安心して相談できる場の拡充が期待されます。

提言

具体的な情報の提供・相談窓口の拡充のため、下記5点を提案します。

- (1) AI チャット・イベント・出張相談など積極的な区民へのアプローチを実施する。
- (2) 男女共同参画センターの既存の事業のあり方やサービスの見直しを行う。
- (3) 「誰もが自分らしく」を実現する総合相談窓口を設置する。
- (4) 男女共同参画センターを中心とした他部署との連携の仕組みづくりを行う。
- (5) 男女共同参画センターの業務を支え男女共同参画社会の実現を担う人材育成を行う。

現状と課題

ワーク・ライフ・バランスについては、当行動計画推進会議においても、第12期報告書・第13期報告書・第16期報告書で既に答申されています。「ワーク・ライフ・バランス」に対する区民への普及という観点での提言は、認知度の高まりや必要性への理解については一定の成果はあるものの、固定観念や個別事情から一步を踏み出せない人は多く、それぞれに合った支援に至っていないのが現状です。

特に「情報提供」と「相談窓口」については信頼の出来る行政だからこそその役割として期待度は高いと考えられます。その重要性を再認識して新たな手法を取入れていくことが求められます。

■ 情報提供の課題

- ・ 必要な人に十分に伝わる情報伝達手段が取られていない。
- ・ 地域サポートの存在が知られておらず、地域サポーターが活躍できる体制がない。
- ・ 利用できる区の施設や制度の周知が不十分である。
- ・ 男女共同参画センターの役割・存在が知られていない。

■ 相談窓口の課題

- ・精神的、体力的につらい人ほど、一人で抱え込みがちである。
- ・介護と育児など複数の困りごとが絡む相談は、一つの部署では解決できない。
- ・平日昼間は、子育てや介護に追われ外出に不安があるが、土日夜間の相談窓口がない。
- ・どこに相談すればよいのかが、十分に知られていない。
- ・「暮らしに関する困りごと相談」（区民相談室）、「DV相談」「法律相談」（男女共同参画センター）は、“深刻な状況”とまでは言えない不安や悩みについて相談したい人にとってハードルが高い。

「女性の活躍とワーク・ライフ・バランスに関するアンケート」（巻末資料）では「男女共同参画センターを知っていて、利用したことがある」との回答は8%にとどまり、「名前は聞いたことがあるが、何をしているところかわからない（41%）」「聞いたことがない（28%）」という結果でした。こうした実情をふまえ、ワーク・ライフ・バランスに課題を抱える女性のニーズを把握し、利用したいと思える（利用できる）サービスとなるよう改善することが急務です。とくに、必要と思われるものの、稼働していないサービスについては、周知およびアプローチ方法について見直しを行うべきです。男女共同参画センターの認知度や体制についても検討していく必要があります。

解決策

女性の活躍を推進するためには、女性への支援だけでなく女性を取り巻くすべての人の理解・行動につながる施策を検討し情報を伝え、悩みを抱え込まぬよう安心して相談できる「場」を作ることが必要です。そのために行政として、まずは現状を知り、課題を明確にしたうえで、具体的にできることを検討すべきです。

現代社会において「自分らしい生き方」は多様化しています。人生のライフステージによっても理想とするワークとライフのバランスは変化し、解決すべき課題もまた変化します。早急な対応も求められるため、あらゆる状況を想定した情報発信と相談体制の確立が必要です。そのためには「男女共同参画センター」が重要な役割を担うと思われます。

既存の多くの情報や相談窓口が個々の実情にそぐわないこともある現状を踏まえ、一人ひとりへのきめ細かな対応ができる仕組み作りを行うとともに、窓口があるという情報を提供するなど、各事業の連携も大切です。また発信して満足するのではなく、必要な人に届いているのか確認することも重要です。情報と相談を適宜適切に連携させ、区民が必要に応じて利用できるようにしていかなければなりません。

いずれにしても、行政は、施設やサービスを用意して「受け身」で待つのではなく、認知度アップ、利用率アップを目指した具体的かつ積極的な行動が求められることは言うまでもありません。現状および課題をふまえたうえで、行政として、次の取り組みを行い、解決につなげることを提案します。

提言の具体的な取り組み

■ 男女共同参画センターの情報発信			
取り組み	参考・具体例	目的	効果
1 男女共同参画 センター主催 ワークショップの 開催	第1章参照	必要な人に必要な情報を定期的・継続的に発信。	継続することで、より具体的・発展的に区民の意識が変わり行動へつながる。
2 男女平等啓発誌 「マイセルフ」 刷新 ※定期的・継続的 「お役立ち情報」発信に 変更	〈情報の掲載例〉 ・区内施設や地域の取り組み ・登録団体に限定しない地域団体やサークル紹介 ・ファミリー向け、バリアフリー公園などのお出かけ情報 ・ワーク・ライフ・バランスの実現の取り組み事例など	啓発にとどまらず、地域サポート体制への連携など、生きづらさの課題解決に向けた具体的な行動につながる情報源となる。	活用されていない施設や制度の認知度・利用率アップにつながる。

取り組み		参考・具体例	目的	効果
3	男女共同参画 センター活性化 プロジェクトの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・愛称の公募 ・キャラクター制作 ・グッズ配布や 着ぐるみ作成 	①センターの認知度・利用率アップで、親しみやすく利用しやすい施設へ。	①男女共同参画センターを知らなかった人に知ってもらおうきっかけを作る。
4	「男女共同参画推進 フォーラム」の見直し	ホールでの講演会形式に限定せず「〇〇祭」など、誰でも参加しやすく楽しめるイベント形式とする	②異世代・同世代・同環境など、区民の交流の「場」を創出する。 ③冊子やグッズ配布による積極的な広報活動を通じた人材発掘。	②啓発や情報提供が進み、必要な支援が届きやすくなる。 ※ライフステージや世代に関わらず誰もが参加できるイベント中心に
5	品川区主催イベント (人権啓発課以外) への参加 ※ブース出展	例) エコルフェス、しながわ地域貢献活動展、伝統の技と味/しながわ展、まちぐるみ文化イベント、二十歳の集い など	④幅広い年代へのアプローチにより、将来の人材育成につなげる。	
6	その他区内イベント への参加 ※ブース出展や積極的な 後援・共催	区内地域団体・任意団体・NPO 法人開催イベント 例) 品川子育てメッセ、しながわ宿場まつり、大井どんたく、しながわ花海道、共生共走りレーマラソン など		

■ 男女共同参画センターの相談窓口

	取り組み	参考・具体例	目的	効果
1	区民目線で分かりやすく利用しやすい「総合相談窓口」の設置	区民相談室の業務を拡充し、区政の横断的な相談窓口（区政コンシェルジュ）を設置 ※いつでもだれでもなんでも	①誰でも抵抗なく気軽に相談できる場の提供。 ②「困りごと」に限定せず「悩みごと」の段階で相談し解決へ。	誰一人取り残さない相談の実施と、適切な部署へ連携できるサポート体制の充実。
2	登録団体など区民の力を活用した継続的な相談窓口運営	<ul style="list-style-type: none"> ・困りごとを幅広く傾聴し、内容に応じた情報提供 ・実体験に基づくアドバイスの併用 ・誰一人取り残さないための居場所 	①人材の発掘・育成により地域の共助を実現。 ②センターの活用促進。 ③区職員の負担軽減。 ④相談窓口のハードルを下げる。	公助のスリム化と共助の強化及びニーズ把握で男女共同参画社会を実現。
3	出張相談の実施	子育て・介護関連事業例) 子育てメッセ、認知症カフェ など	①気軽に相談につながる環境づくり。 ②相談業務の認知度アップ。	心身ともに深刻化する前に支援につなげる。
4	男女共同参画センターの主催講座の拡充	資格取得や復職支援に向けた講座を充実させる 例) マナー講座、働き方セミナー、ライフプランニング、職務履歴書の書き方、家計簿アプリ活用、起業セミナー など	③行政として要支援者を把握する。	※託児付が効果的

■ 相談業務のさらなる拡充

AI チャットを活用したプッシュ型情報発信（品川区ホームページ内区政情報提供）

区民目線でわかりやすく適切に誘導できる体制を構築し、来庁の負担軽減を図るとともに迅速な不安や悩みの解決につなげます。

現在、LINE で提供されている「AI チャットボット」における「保育園案内」「戸籍・住民票」「子どもの手当・医療助成」「新型コロナウイルス」「国民健康保険の加入・脱退」「住民税・軽自動車税」「障害者支援」についてだけでなく、さらに、防災や高齢者施設、就業支援など他分野への拡充を期待します。

■ その他

男女共同参画センターの業務委託や民間活力の利用検討

休日や夜間サービスの対応も視野に入れマンパワーの充実を図ることや、より機動力のあるセンター運営の実現を期待します。

※本提言は、第 13 期報告書にも記載されています。

むすびにかえて

「ワーク・ライフ・バランス」という言葉が巷に出始めて久しい。とはいえ、この報告書を見て初めて、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉、概念を知った方、意識された方も相当数おられるのではないのでしょうか。

「ワーク・ライフ・バランス」とは、直訳すれば“仕事と生活の調和”ですが、「個人が、仕事と家庭生活や余暇、地域活動、自己啓発などの個人生活とのバランスを保ち、仕事と私生活のいずれも犠牲にすることなく自己実現を図ること」です。

この報告書は、男女共同参画のための品川区行動計画第5次等「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」の策定に伴い、女性がより活躍をするための一指針として、女性の活躍と仕事と生活の調和、すなわち「ワーク・ライフ・バランス」が必須であろうとの視点から、「ワーク・ライフ・バランス」の実現・推進を図るために、具体的な提案をしています。

冒頭に記載しましたように、「ワーク・ライフ・バランス」とは何だろうか？

漠然と意味が分かって、もしも、どうしたら実現できるのか分からないと感じておられる方が多数なのではないのでしょうか。

この報告書は、そのような視点から、「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けて、まず、①自身の現状を客観的に把握することの大切さ（意識の改革を図る）を示しました。すなわち、自身が「ワーク・ライフ・バランス」が取れているかどうかを客観的に把握しようという提案をしました。

つぎに、②自身の現状を客観的に把握できたら、どうして「ワーク・ライフ・バランス」がとれないのか、理由を考えてみようというのが第2章です。報告書では、理由の一つとして「時間の無さ」を挙げてみました。そのうえで、時間の無さの解消に向けた指針を報告しました。

最後に、③「ワーク・ライフ・バランス」のための一歩を踏み出すための「場」（情報・相談の場所）の提供を行いました。

なるべく、具体的な「場」や方向性を示したつもりです。

もちろん、この報告書に挙げた実現困難な理由・解消方法以外にも無数の理由・方法は存在しますが、この報告書が広く周知され、この報告書の内容が普及し活用され、「ワーク・ライフ・バランス」が根付く社会が実現されるための、一道するべとなれば幸甚です。

第18期行動計画推進会議委員
寺崎 京



● 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスに関するアンケート

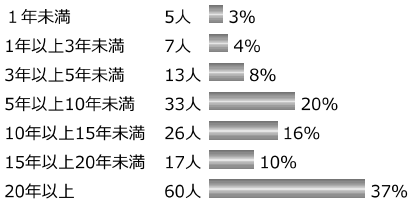


《区の電子アンケートにより実施》

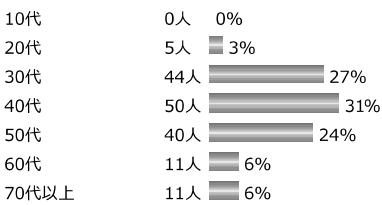
◆実施期間：2023年(令和5年)6月8日～7月2日

◆回答者数：161人

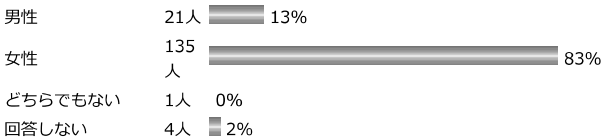
Q1 あなたの品川区在住年数を教えてください。



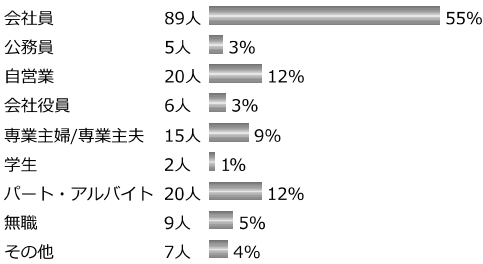
Q2 あなたの年齢を教えてください。



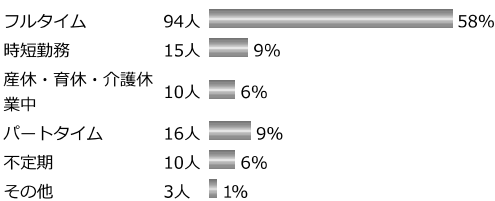
Q3 あなたの性別を教えてください。



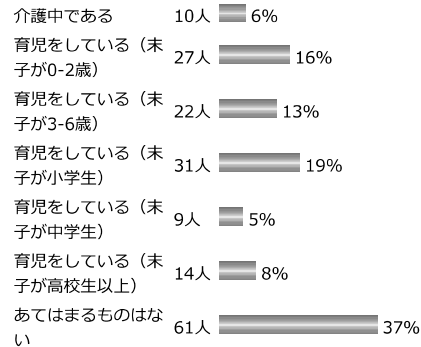
Q4 あなたの職業を教えてください。あてはまるものをすべて選択してください。



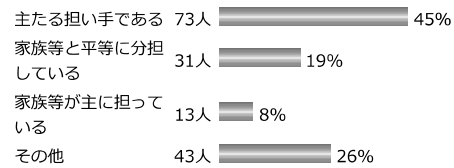
Q5 (Q4で「会社員」「公務員」「自営業」「会社役員」「パート・アルバイト」と選択した人だけ) あなたの働き方を教えてください。兼業などがある場合も含めて、あてはまるものをすべて選択してください。



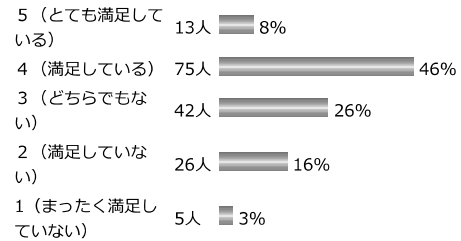
Q6 あなたは今、子育てや介護を行っていますか。あてはまるものをすべて選択してください。



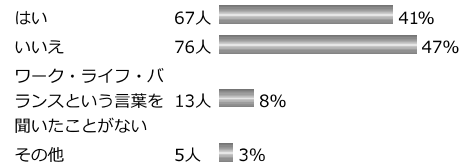
Q7 前問の回答のうち、あなたはどの程度育児や介護を担っていますか？もっとも近い選択肢の一つを選んでください。



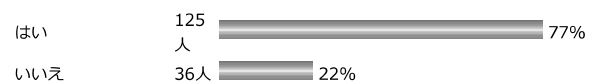
Q8 あなたは今の生活に満足していますか？5段階であてはまるものを選択してください。



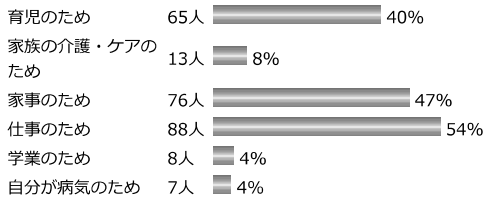
Q10 あなたは、ご自身のワーク・ライフ・バランスが取れていると思いますか？



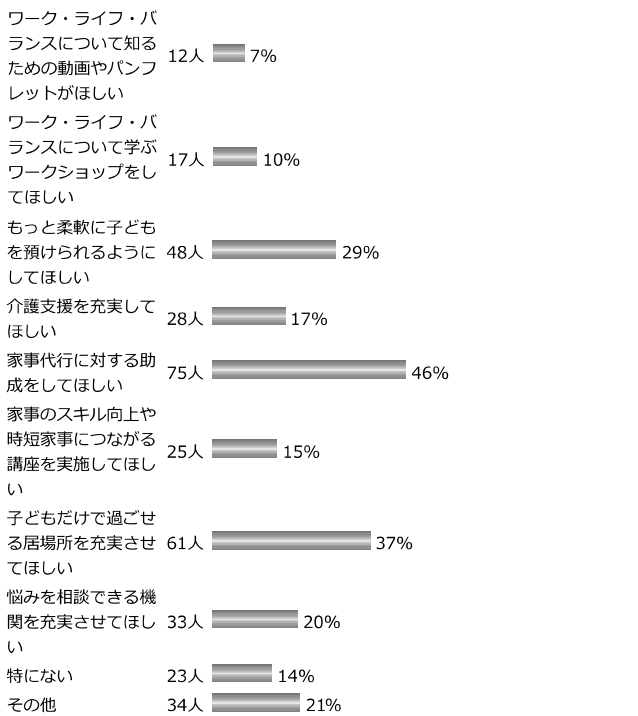
Q12 あなたは、日々の生活で時間が足りないと思うことがありますか？



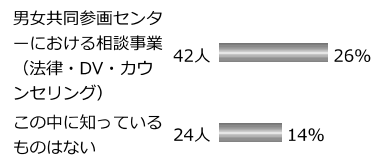
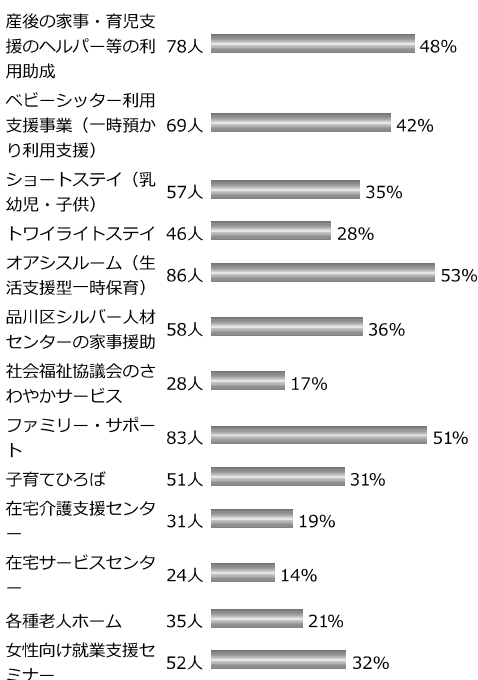
Q13 (Q12で「はい」と回答した人だけ) なぜ時間が足りないと思いますか？
あてはまるものをすべて選択してください。



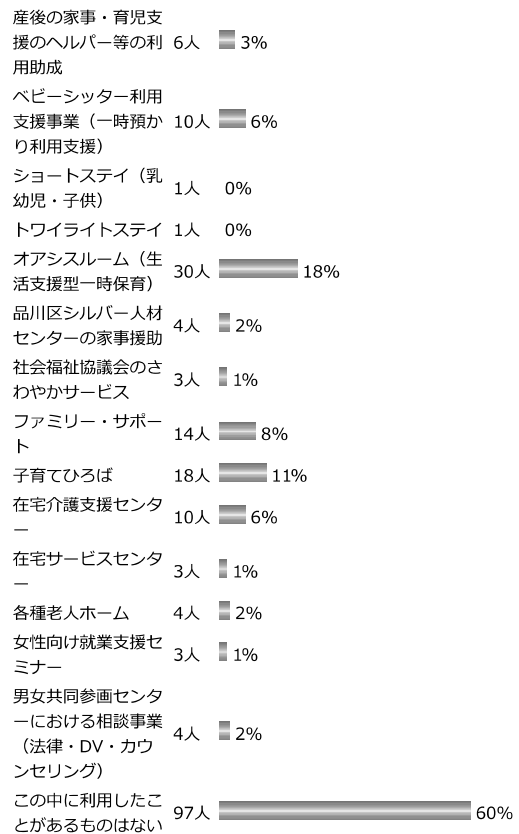
Q14 ご自身のワーク・ライフ・バランスを実現するために、品川区で実施してほしい施策はありますか？あてはまるものをすべて選択してください。



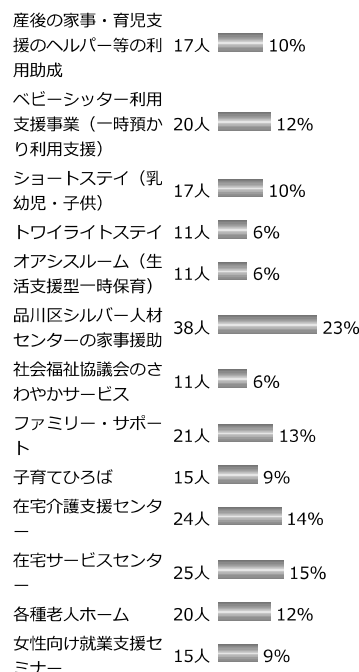
Q15 以下の品川区の施設やサービスについて、知っているものをすべて選択してください。

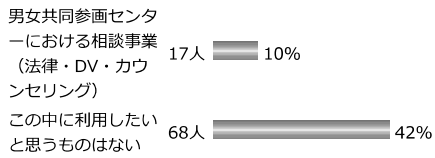


Q16 以下の品川区の施設やサービスについて、利用したことがあるものをすべて選択してください。

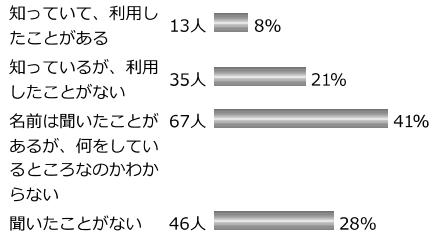


Q17 以下の品川区の施設やサービスについて、利用したことがないが、これから利用してみたいと思うものをすべて選択してください。

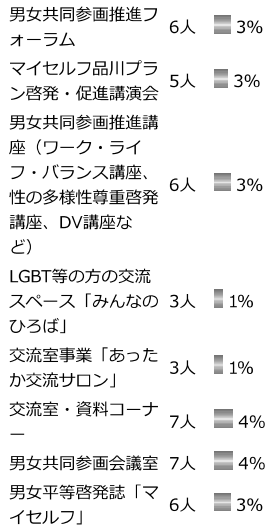




Q18 男女共同参画センターについて知っていますか？



Q19 (Q18で「知っていて、利用したことがある」と回答した人だけ) 男女共同参画センター事業について利用、または参加したことがあるものをすべて選択してください。



※グラフ表記できるアンケート回答のみ掲載しています。

お問合せ先

品川区人権啓発課男女共同参画担当(男女共同参画センター) TEL:03-5479-4104
E-mail:danjo@city.shinagawa.tokyo.jp

- 品川区行動計画推進会議（第18期）委員名簿
- 諮問事項
- 品川区行動計画推進会議（第18期）検討経過

品川区行動計画推進会議（第18期）委員名簿

	氏 名	所 属	備考
学 識 経 験 者	川眞田 嘉壽子	立正大学法学部教授	会長
	安齋 徹	清泉女子大学文学部教授	
	寺崎 京	弁護士	
一 般	飯沼 幹子	公募委員	
	大竹 麻佐子	公募委員	
	川名 木綿子	公募委員	
	西崎 萌	公募委員	
	人見 有美	公募委員	
	東 麻吏	公募委員	
	藤原 基子	公募委員	
	村田 丈一	公募委員	

諮 問 事 項

品 総 啓 発 第 5 号
第18期品川区行動計画推進会議

品川区行動計画推進会議設置要綱に基づき、下記の事項について、貴会議の意見を求めます。

令和4年7月15日

品川区長 濱野 健

1 諮問事項

「男女共同参画のための品川区行動計画第5次等（マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～）」の策定に伴い、女性の活躍と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するため「女性の活躍への支援について」とする。

2 報告の期限

令和6年3月

品川区行動計画推進会議（第18期）検討経過

回	開催年月日	内 容
1	令和4年 7月15日(金)	委嘱式 第1回 今後の会議の進め方
2	9月16日(金)	第2回 ワーク・ライフ・バランスの 考え方について(講義)
3	12月22日(木)	第3回 事前アンケート内容について (意見交換)
4	令和5年 2月9日(木)	第4回 意見交換
5	3月30日(木)	第5回 WG報告及び検討 (意見交換)
6	5月26日(金)	第6回 骨子案の報告および検討 (意見交換)
7	8月31日(木)	第7回 原案の報告および検討 (意見交換)
8	10月27日(金)	第8回 原案の修正報告および検討 (意見交換)
9	令和6年 1月26日(金)	第9回 報告書最終確認
10	3月22日(金)	第10回 および解嘱式 報告書提出および解嘱式

第18期 品川区行動計画推進会議報告書

発行：2024(令和6)年3月

品川区総務部人権啓発課

〒140-0011

品川区東大井5-18-1 きゅりあん3階

電話：03-5479-4104 FAX：03-5479-4111

e-mail：danjo@city.shinagawa.tokyo.jp